

戸谷洋志、「『乳飲み子』を『見る目』 責任倫理学における認識論について」に対するコメント

吉本 陵¹

戸谷洋志氏（以下敬称略）の発表²は従来のヨナス研究では軽視されがちであった「赤子に対する責任」を取り上げ、それがいかにして「責任の原型」となっているかを指摘し、併せて「責任の認識論」が哲学的生命論に基づいていることを示すという興味深い試みであった。

例えば、人気のないところで赤子の声を耳にしたとき、赤子のもとに行き、手を差し伸べなければならないという強い責任感に駆られたとしよう。私たちがそのような感情に突き動かされるとしたら、それは赤子が無力で周囲の手助けにまったく依存する存在であることを私たちが知っているからである。では、なぜ私たちは赤子がそのような存在であることを知っているのか。あるいはそのような認識の可能性の条件は何か。「責任の認識論」はこのような仕方の問題となる。

この問題に対して、戸谷はヨナスの議論を踏まえてこう答えている。「人間はかつて自分自身が死の危険に晒される脆弱な存在であったことを覚えている。だからこそ、目の前に存在する死の危険に晒された存在者を、そうしたものとして理解するのである³」。さらに戸谷は、赤子（乳飲み子）が上述のような存在であることを見て取る能力（Sehvermögen）を「見る目」と日本語で言い換えたうえで、次のようにも言う。「『乳飲み子』を『見る目』の持ち主は、その者自身がかつて『乳飲み子』であったのでなければならない⁴」。この箇所では戸谷は「赤子に対する責任」の認識の可能性の条件として、それを認識する者がかつて赤子（新生児）であったことを挙げている。

ここで『責任という原理』の次のような一節を想起してもよいだろう。「年嵩の者〔親〕の子供に対する責任は、発生論的・類型論的な観点からいって責任の原型なのだが、また

¹ 吉本陵（よしもとのぐ）。大阪府立大学客員研究員、大阪府立大学工学域非常勤講師（yshinogu@gmail.com）

² この発表は、2013年7月20日に開催された第20回関西大学生命倫理研究会（於関西大学）で行なわれた。このコメントは、本号、86-95頁に収録された当日の発表原稿にたいするものである。

³ 本号、93頁。

⁴ 本号、66頁/93頁。強調は原文による。

ある程度は『認識論的な』観点からもそうである。というのもそれは直接的な証拠をもっているからである⁵。ヨナスの言う「直接的な証拠」とは、何らかの媒介を経ない証拠のことであり、ここでは「年嵩の者」自身がかつて子供（赤子）であったという事実を指しているだろう。赤子が無条件に助力を必要としているという認識は、かつての自分自身が同様の助力を必要としていたという事実によって知られ、その認識をもとにしてそれ以外の事例における責任の認識も得られることになる。赤子に対する責任が責任の「認識論」の観点からも原型であるとはこのような意味において言われている。

しかしながら、事柄に即して考えてみるならば、そのような主張はどこまで妥当性をもっているのだろうか。はたして自分自身がかつて赤子であったという事実とその認識抜きには、目の前の赤子に対する責任は認識しえないのだろうか。むしろ次のようには言えないだろうか。「赤子に対する責任」の認識の可能性の条件は、私たち自身が、つまり年嵩の者である私たち自身が、赤子と同様に「脆弱な存在」であるということであって、「私たちがかつて赤子であった」という事実や、（戸谷の言を借りるならば）「求めもしていないのに他者が助けてくれたことを覚えている⁶」という認識にあるのではない、と。赤子を前にして責任感が触発されるのは、赤子がまったき無力の状態にあるからであり、その脆弱さを私たちが認識しうるからである。私たちがその脆弱さを認識しうるのは、私たち自身もまた脆弱な存在だからである。この脆弱さもまた私たちにとっては「直接的な証拠」なのであり、私たちが「脆弱な存在」であるがゆえに、目の前の赤子もまた「脆弱な存在」であることが知られるのである。

実は、このことは戸谷の発表原稿における論証の中で論じられていることでもある。戸谷はこう言っている。「責任の主体である『私』と、責任の対象である他者は、ともに『滅び行く』という存在様態をもつ。それは[...]『私』が『滅び行く』のであるからこそ、他者が『滅び行く』ということを理解できるからである。[...]そして、この『滅び行く』という存在様態の原型が、『乳飲み子』として表現されているのである⁷」。つまり赤子が「滅び行く」存在であることを「私」が見て取ることができる（Sehvermögen）のは、私自身も「滅び行く」存在であるからである。とするならば、そのような「見る目（Sehvermögen）」をもつことの条件、換言すれば責任の認識の可能性の条件は、その者自身が「滅び行く」存在であるということと十分であって、その者自身がかつて赤子であったという事実はこ

⁵ [PV]234/221.

⁶ 本号、66 頁/93 頁。

⁷ 本号、65 頁/93 頁。

の点に関して必ず要求されるというわけではない。

ヨナスは「年嵩の者〔親〕の子供に対する責任は、発生論的・類型論的な観点からいって責任の原型なのだが、またある程度は『認識論的な』観点からもそうである⁸」と言っていた。責任という現象は年嵩の者が赤子を産むという事実から生じるという意味で、「赤子に対する責任」は「発生論的な原型」であるとは言えるだろう。また赤子はいかなる人間よりもまったく無力のうちにあり、他の誰よりも緊急の助力を必要としている。その「留保の余地のなさ」において、「赤子に対する責任」は責任の典型的な例であり、その意味で「類型論的な原型」であるとも言えるだろう。しかしながらそれが「認識論的な原型」であるということは条件付きでしか言うことができない。責任の主体自身がかつて赤子であり、周囲からの一方的な助力を必要としていたという事実が「直接的な証拠」であると言うならば、責任の主体自身が赤子と同様に「脆弱な存在」であるという事実もまた「直接的な証拠」であると言うことができるからである。二つの「直接的な証拠」の間にある差異は、自身がかつて赤子だったときの脆弱さと年嵩の者となった現在における脆弱さとの間における度合いの量的な差異だけであって、両者の間に質的な区別があるわけではない。ただし、ヨナスは「認識論的な原型」という言葉の前に「ある程度は〔gewissermassen〕」と慎重に付け加えることによって意味に幅をもたせている。確かにそれは「ある程度は」認識論的な原型であるだろう。自身がかつて赤子であったという事実が目の前の赤子に対する責任を認識する最初の経路の一つであるとは言えるだろうからである。しかしながらそれが唯一の経路であるわけではない。

ヨナスの責任倫理学の「認識論」に関わる議論として重要なものは、「赤子」という責任の原型についての議論に加えて、「擬人論」に関する議論⁹がある。赤子がたんなる物質の塊以上のものであって、それ自体として価値あるものであり、責任の対象にほかならないという「認識」は、赤子を目的的な存在であると見なすということであり、そこには何らかの意味での「擬人論」的な視点が組み込まれているからである。戸谷の言うような乳飲み子を乳飲み子として「見る目」は、擬人論を採用する「目」でもある。もちろんここでの「擬人論」は「批判的な擬人論¹⁰」でなければならないが、逆の言い方をすれば、そのような「批判的な擬人論」の成否が、ヨナスの責任倫理学の土台の堅固さを左右すること

⁸ [PV]234/221.

⁹ Vgl. [PL] 65-71/58-66.

¹⁰ ここで言う「批判的」とは、自然科学の知見を十分に汲み取るという意味である。事実、ヨナスの哲学的生命論は自然科学との対話の中で作り上げられている。

になるとも言えるのである。

参考文献

引用・参照に際しては以下の略記号を用い、頁数は「原文／邦訳」の順に記した（邦訳のないものは原著の頁数のみ）。また訳出に際しては邦訳のあるものは参照し、示唆をいただいた。記して感謝申し上げます。

- ・ [PL] *Das Prinzip Leben*. Suhrkamp Taschenbuch Verlag, Frankfurt am Main, 1997.
（『生命の哲学』 細見和之、吉本陵訳 法政大学出版局、2008年。）
- ・ [PV] *Das Prinzip Verantwortung*. Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main, 1989.
（『責任という原理』 加藤尚武監訳 東信堂、2000年。）